

ID: 27

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町公民館条例 第9条第1項(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例 規 番 号	平成3年条例第27号		
【基準】			
第9条の規定による。 (利用料金)			
第9条 公民館の施設を利用しようとする者は、次条の規定により定められた利用料金を納入しなければならない。			
2 指定管理者は、前項に規定する利用料金及び公衆電話利用料金を自己の収入とすることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日